

# 一勲功華族における妻と妾

## —男爵尾崎三良の場合—

森 岡 清 美

### 1. はしがき

華族の家庭について、一般国民の家庭と対比したときに歴然となる特色の一つは、庶子およびその背後の妾の存在であることを、筆者は昭和戦前期の華族の世帯構成を考察した旧稿、および家憲との関連で伝統貴族系の華族諸家における家の継承を論じた旧稿において、指摘したことがある〔森岡1996：210、同1997a：132〕。本稿はこの指摘を発展させて、日本近代の、とくに明治期の華族社会における妾を妻との対比のもとに観察するための準備として、家族社会学の立場から考察した一個の事例研究を報告するものである。

本論に入る前に、華族社会における蓄妾率がどのくらいの高さであったか、勲功華族とは何か、の2点について説明しておきたい。

第1点に直接答えうる統計資料はないが、その一つの手がかりは、明治31（1898）年7月7日から同年9月27日にわたって黒岩涙香（1862～1920）主宰の『萬朝報』に連載された「弊風一斑 蓄妾の実例」〔黒岩1992〕である。実例510話のなかに登場する華族は、少なくとも72人を数える。これは当時の華族戸数の1割に相当する人数である。しかし、蓄妾の事実が伝記等の記録から明白な華族で、『萬朝報』の連載記事に実例として掲載されていない者が少くない。『萬朝報』は顯官や高僧等が隠して密かに蓄えている妾を公衆の眼前に暴露することに記事の力点を置いたのかもしれない。ともあれ、華族社会の蓄妾率は1割といった低い数値を遙かに超えるものであったとみてよいだろう。条約改正のための欧米列強との折衝を視野に置いて廢妾の立場をとった太政官が、明治3（1870）年制定の新律綱領において妻妾ともに二等親と定めた制度を改める刑法審査修正案を策定して、明治13（1880）年3月から元老院の議に付したとき、存妾派の議員が修正案反対の弁論を行い、「現ニ華族ニシテ妾ナキハ恐ラクハ一人モ之ナカル可シ士族平民モ亦富裕ノモノハ之ヲ蓄フルモノ挙テ数フ可ラス」〔福島1962：143〕と主張したところこそ、より事実に近いものであろう。華族でも、公家華族のなかの貧窮な者は到底蓄妾の余裕などなかったに相違ないが、経済的余裕のある華族の

ほとんどが妾を抱えたとみてよいのではないだろうか。

第2点の勲功華族とは、旧公卿・大名等の伝統的貴族いわば家柄華族にたいして、主として幕末・維新以来の本人もしくは父祖の勲功によって華族に列せられた者をいう。「弊風一斑 蕎妾の実例」が連載された明治31年の年末現在で、家柄華族538家にたいして勲功華族は179家を数えた。家柄華族の増加は資格要件の性質上鈍かったが、勲功華族はその後もたくましく増加しつづけ、華族総戸数が絶頂に達した昭和4（1929）年には、家柄華族592家にたいして勲功華族は363家と著増していた〔森岡1997b：30～31〕。

## 2. 尾崎三良における妻と妾

上記の刑法審査修正案策定のために明治12（1879）年の前半に行われた刑法草案審査において、存妾の立場から建白書を提出したのが太政官大書記官・尾崎三良（1842～1918）であった〔堀内1973：234～236〕。彼は明治29年6月に至り、幕末以来の勲功によって男爵を授けられる勲功華族の一人であって、彼の妾のことは『萬朝報』が明治31年8月3日の号でこれを記事にした。このとき彼は56歳であった。本稿では『尾崎三良自叙略伝』と『尾崎三良日記』を主な資料として彼の家庭での妻と妾の地位・役割を観察するのだが、それに先立ち「蓄妾の実例」の記事によって彼のケースを概観しておく。

尾崎三良 麻布区六本木町67番地男爵貴族院議員尾崎三良は先妻英国人パサイヤ、カサリン、モリソンを離別し今は江州神崎郡種村本行寺前住職藤山沢証の女某を妻としながら自邸に同居せる戸田玉井の養女みち（40）を妾とす〔黒岩1992：86〕

「蓄妾の実例」には数人の妾を抱える例が数多く暴露されているなかで、尾崎の場合は妾一人という単純な構成であるが、英國婦人との結婚歴がある点でユニークである。公家の名門・三条家家士の戸田家（註1）養子として幕末動乱期の実美（1837～1891）に仕えた縁で、尾崎は慶応4（1868）年3月実美世子公恭（実は甥）の従者として渡英し、26歳から31歳までの5年間かの地に留まった。ロンドン滞在中2年余りのモリソン教授宅寄寓の間、その家の娘バサイアと関係し、英國の流儀で結婚して英子・政子・君子の3女を挙げたが、明治6（1873）年10月妻子を残して単身帰国した。

「蓄妾の実例」が伝える情報の理解に必要な範囲で、とりあえず後日譚を記しておく。日本で妻妾をもつ身となった尾崎は、バサイアとの関係を清算する必要に迫られた。明治13年ロシヤ在勤を命じられて再度渡欧した機会に、彼はバサイアを露都ペテルスブルグに呼び寄せて同居したばかりか、故国の戸籍に入籍させて日本へ連れ帰る気持ちが真実のものであることを示そうとした。しかし、彼女の同意がえられなかつたため、帰任の途次ロンドンに赴いて父モリソン教授に会い、養育費の未支払い分を手渡すとともに、「手切レ金」550ポンド

の分割支弁を約して離婚の協議を整えた。尾崎は帰朝の後、約束を誠実に履行し、また娘たちについては後年日本によんで世話をしている〔尾崎1991a：90～145、佐伯1990：188～196、なお尾崎1976：106、尾崎1977b：あとがき、『団団珍聞』1880.5.22〕。

さて、明治6年に英国から帰朝すると、尾崎は直ちに制度取調御用掛の高等官として新政府に登用され、法制官僚としての道を歩み始めた。かねて養母戸田玉井が嫁にと選定してあった彼女の妹（本行寺住職藤山沢証妾）の娘八重（1855～1943）を京都から呼び寄せ、明治7年2月に結婚した。尾崎32歳、新妻八重19歳と養母玉井、計3人の新世帯が、それに先立って召抱えた下女3人、執事1人、僕1人、別当1人、計6人の奉公人と、購入した乗馬1匹を従えて、旧主三条家の長屋に成立したのである〔尾崎1976：165～167〕。

同年八重が妊娠したが、翌8年3月男児を死産する〔尾崎1976：195〕。明治10年西南戦争の間、太政官大書記官の尾崎は京都行在所に勤務することとなり、京都駿河屋町姉小路上る所に家を借りて八重および男女雇人等を呼び寄せ、単身赴任を解消して経費の削減を図った〔尾崎1976：268〕。

自伝および日記を通して尾崎の手記に初めて妾が登場するのは、明治12年4月7日付け日記の記事であって、「午前九時三十分参朝、後二時退出。午後妻妾引率向島ニ至ル。桜花遊覧、人烟如山。」〔尾崎1991a：30〕というのがそれである。妾の名は道枝（美知枝）といい、京都上賀茂社家加茂氏（藤木姓）の一族、元禁中執次役で右兵衛大尉正四位下に叙されたいわゆる旧官家士族の一人・藤木行頭の娘で〔尾崎1991a：30、46〕、妻の八重より5歳若かった。美知枝を知る機会は、明治10年の京都在勤の時代にまで遡らずとも、自ら三条家旧家士の出身で貧窮官家士族の救済に奔走した尾崎には、いくらもあったことであろう。はるか後年の明治35年9月のことであるが、韓国へ同伴して釜山で死なせてしまった彼女を悼む尾崎の文書が、「良家の女にして性行温厚貞誠、予に仕へて忠実二十四年」〔尾崎1977b：213〕という語句で始まるのを勘案すれば、彼女が妾として尾崎家に入ったのは、明治12年早々（ただし、明治11年～12年3月の尾崎日記は欠）、美知枝19歳（尾崎37歳、八重24歳）のことであった〔尾崎1992：554〕。それは八重が男児を死産した後、何年も子に恵まれない状態が続いた時期であった。

八重との結婚については、帰朝早々の尾崎に、木戸孝允（1833～1877）から良縁を世話しようかとの話もあったが、八重は養家に縁のある「所謂義理ある者」〔尾崎1976：166〕なので、木戸の話は体よくことわって八重と結婚したという。尾崎は周到に考慮を巡らして行動する人であったから、美知枝を妾として家に入れるにも八重の同意、八重との折り合いに配慮したことであろう。それにしても、義理がらみではなく、何よりも自らの好みで美知枝を選んだことはいうまでもない。ここに、妻と妾との最初からの相違があったと考えてよいだろう。

さて、イギリス人の先妻バサイアの父モリソン教授は、伊藤博文や井上馨（1836～1915）が英国に留学した時の恩師であったことから、尾崎が妻子を置いて帰国し、さらに日本で結婚したことにして、井上らから厳しく非難された。窮した尾崎はバサイアとの関係に決着をつける機会をつかむために、降等の不利を承知でロシヤ派遣を受諾したのであった〔尾崎1977b：あとがき、同1976：323〕。尾崎はロシアへ出発する直前の明治13年4月、八重が戸田家の戸主になるという名目で彼女を離縁し、同年9月ペテルスブルグでバサイアと再会するや、彼女を正式に妻として入籍する手続きをとった。しかし、日本には性関係を公認された若い女性が二人も同居していることを知れば、それが日本の慣習であることを聞かされても、尾崎に連れられて日本に赴くことをバサイアが首肯するはずはない。そこで、翌14年7月ロンドンで父モリソン立ち会いのもとにバサイアと離婚協議を遂げ、同14年9月に帰国するや直ちに離婚届を麹町区役所に提出して彼女を除籍した。そして同年12月初旬、戸田家戸主を退隠した八重との婚姻届を区役所に提出する。他方、美知枝の入籍は翌15年1月14日のことであるが、刑法はすでに施行されていたから、尾崎の戸籍に妾として入籍させることができず、戸田玉井の養女として戸田家の戸籍に入れたものと推定される〔尾崎1991a：79, 91, 157, 170, 177〕。妾として入籍させるつもりなら、そのための時間的余裕があったのに、尾崎の自由になる別の戸籍に入れたのは、妻八重と同じ戸籍に妾として入籍することを、哀れと思ったからではないかと推測されるのである。

尾崎の自伝に美知枝が初めて登場するのは、日記に遅れること約1年の明治13年5月末であって、実に彼のロシヤへの出発の際の記事である。この時尾崎はまだ美知枝の懐妊が確かな事実であることを知らなかった。下掲の文章から窺うる尾崎にたいする美知枝の深い愛着の情は、この文章を書いた時点での尾崎の美知枝にたいする格別の愛着の情を反映するものでもあろう。

此時は少くも三年は不在の覚悟なりし故、此家族〔妻・妾・老母玉井〕等に別るゝは最も悲劇なりし。就中美知最も悲観し、予出発後数日涕泣せしと云ふ。尤も此時既に妊娠し且つ予出役の後は必ず再会すべしと云ふものゝ、或は之が生別かも知れぬとの観念ありし為めなりしと云ふ。〔尾崎1976：324〕

後年、尾崎が美知枝をどう評価し美知枝との関係をどうとらえていたかは、彼女の死亡を記録する文章に統いて尾崎が認めた追悼の言葉によく要約されている。その書き出しはすでに紹介したが、それに接続する文章とともに全文を転写しておこう。

彼は良家の女にして性行温厚貞誠、予に仕へて忠実二十四年一日の如く、男女を生むこと十四人、内夭折するもの五人、健康なる者九人あり。正室にあらずといへども其情正室に異なることなし。予の終焉には介抱せんと期したりしに今此悲劇に遭ふ。予の不幸之より大なるはなし。〔尾崎1977b：213～214〕

名は妾であるが情において正妻と異ならず、一時の慰みものでなく正妻同様生涯の伴侶であった。この文章を読む限り、寵愛は正妻を超えるものがあったかの印象も否定しがたい。では、妻妾並び立った二十数年間、妻と妾にはどのような役割の分担があったのか。

### 3. 妻と妾との役割分担

八重は、まず主婦として収支の管理を主とする家政を担当した。これは、結婚当初から二十年余にわたって変わらない彼女の役割であった。尾崎は自伝でつぎのように述べている。明治7年2月中旬頃、祝言翌日のことである。

是にて先づ一個の家庭を作り、其収入は政府より俸給一ヶ月百五十円なり。乃ち八重に對して、是よりそなた主婦の役目として家政を料理すべし。其入費は則ち是なりとて、政府より受けたる月給百五十円を其紙包のまま手渡したるときは、彼少し当惑の氣味にてしく泣き居るから、何故泣くにやと詰れば、未だ斯くの如き大金を任せられたることなきゆゑ如何はせんと当惑心痛の余りなりと云ふ。依つて出入帳簿記入の仕様及び月末計算の方法等を教へ、傍ら珠算を教へたり。元暗愚の性にあらざれば、一ヶ月も習熟して略々要領を得て、爾來數十年、家政は専ら彼に委任して大過なかりし。明治三十年前後に至り、家資も稍々豊かなるに隨ひ金銭の出納も追々複雑になり、女子の手一つにては困難に趣きしより家扶を置き之に委任することとせり。[尾崎1976：167～168]

文中の、明治30年前後に生じた家政管理上の変化とは、明治29年6月男爵を受けられ、宮内省に家扶姓名を届け出る必要上從来の執事を家扶としたさい [尾崎1977b：44]、彼に表向きの金銭の出納を委任したのであろう。しかし、奥向きの出納は依然八重の掌中に在ったのではないだろうか。八重は俗にいうしっかり者で、尾崎が家政管理者としての彼女に篤い信頼を寄せたばかりでなく、下記のようにその手腕を「女丈夫」と褒めあげたことさえある。

明19. 4.11 旧宅の有楽町数寄屋橋内なる所は湿地にて熱病者多く、予の家には既に四人の熱病者あり。……依つて転宅することと為し、妻八重に申付け、予の病中に高燥なる借家を見付けて転宅することとした。……此新宅を探し之に移転する等の事は、予の病院中に八重独り而も妊娠八ヶ月の身にして且つ二歳三歳の小児を抱へ、且つ隔日に病院にて予を看護しながら之を担当して不都合なく為したるは、女丈夫と云ふも過褒にあらざらん。[尾崎1977a：126]

尾崎が自邸新築の地所を見に行くのに八重を伴い(明19. 8. 10)、また新邸のために唐紙を注文したり(明21. 1. 19)物品を購買するのにも(明21. 3. 7)、美知枝でなく八重を伴ったのは、彼女の主婦的役割を傍証するものである。

つぎに、八重は尾崎の子どもたちの「母」であった。明治20年5月、バサイアの生んだ長

女英子（16歳）が尾崎の希望で来日した時、尾崎は日本で住むのに必要な「風俗」を話して聞かせるとともに、八重を養母とするよう1時間もかけて懇々と説諭した（明20.6.4）。八重また尾崎の意を体して、英子の洋服仕立ての世話をし（明20.6.11）、歯の治療のために英子を歯科医へ連れてゆき（明20.6.22）、また英子の寄宿先へ入費を支払ったりするほか（明20.10.22）、縁談のさいには尾崎に代わって仲介者を訪問するなど（明24.8.20）、甲斐がいしく母役割を演じている。のみならず、同居する美知枝が生んだ子にたいしても「母」であった。例えば明治22年2月、数えて2歳になる五男（庶子）望盛を四ツ谷角筈新町の高田友之助へ養子にやる時、高田方の祝宴に出席するために尾崎に同行したのは、生母ではなく八重であった。

以上はいわば対内的役割であるが、社会に向かって夫の伴侶として振る舞う対外的役割が妻役割として重要である。具体的に言えば、（A）公的行事や社交の場への出席、表敬訪問、（B）他家の葬式・婚礼等への出席、（C）その他、公共的な意味をもつ場で夫に随従するのは、妻であって決して妾ではなかった。一駁功華族の交際範囲を知るうえでも興味深い資料があるので、尾崎の日記（ただし刊本に省略のない明治25年8月まで）と自伝（美知枝が死亡した明治35年9月まで）の記述から拾い上げうる限り、八重のみ伴ったイベントを上記の（A）～（C）に分類して列挙しよう。括弧内の数字は月日を示す。ただし、自伝だけによる時期については、漏れなく記録されている保証はない。

明治16年：（A）赤坂御所での観菊会に召される。参会する者300余人という。（11.12）

（A）鹿鳴館落成の夜会に招かれる。東京横浜の貴賤紳士無慮6～700名。（11.28）

明治17年：（A）浜・延遼館での観桜会に召される。（4.25）

明治18年：（A）新富町近源亭での有楽会に参加。聴衆華族官員數十名あり。（12.13）

明治20年：（A）青山御所での観菊会に召される。（11.8）【モール1988：122～124】

明治21年：（A）浜・延遼館での観桜会に召される。（4.19）【モール1988：143～144】

（A）蜂須賀家での園遊会に招かれる。宮、大臣以下200名ほど参会。（4.28）

（B）星ヶ岡茶寮（註2）での桜井小太郎送別会。参会の平安人およそ30人。（8.1）

（B）三条公爵の招きで後楽園へ。会する者三条家近親ほか数名。（11.18）

（A）本郷前田侯爵邸での園遊会に招かれる。会する者朝野およそ200人。（11.24）

明治24年：（B）三条実美逝去。この日から連日殆ど昼夜三条家に在って勤める。（1.18～）

（B）青山墓地での太田源二郎葬儀に会葬。（2.9）

（B）三条実美二十日祭が音羽護国寺の墓前で執行され、参列。（3.9）

（A）濱離宮での観桜会に召される。（4.22）

（B）橋場の三条家別邸に故実美兄未亡人の病いを見舞う。（11.1）

(C) 濃尾大地震（10.28）の救恤金30円（20円尾崎、10円八重名義）時事新報社に託す。

(11. 4)

(A) 赤坂離宮での観菊会に招される。（11.10）

(B) 閑院宮戴仁親王妃となった三条実美長女の里帰り婿入りの宴に招かれる。（12.13）

明治25年：(B) 山尾庸三子爵夫人逝去につき八重代理弔問。（2.8）

(B) 高輪御殿での佐々木高行伯爵嗣子の結婚披露宴に招かれる。参会数百人。（4.30）

明治26年：(B) 故片岡忠教三女ます子を媒酌して祝言の式あり。（9.16）

明治30年：(B) 故三条実美嗣子公美と故松平春嶽四女千代子の結婚式に招かれる。（6.23）

(B) 東久世伯嗣子通敏と土方久元伯の妹玉子との結婚式に媒酌人として立会う。（11.9）

明治31年：(B) 桜井能監の葬儀に会す。（6.8）

明治33年：(B) 土方伯夫人の葬儀に参列。（3.20）

(B) 男爵伊丹重賢逝去、角筈新町の私邸に弔問する。（7.15）

(A) 韓国公使李夏栄を訪問。（7.21か22）

明治34年：(B) 三条実美甥東三条公恭の葬儀に参列。（1.29）

(B) 故三条公六女夏子と酒井忠興伯の結婚披露宴に招かれる。（4.14）

明治35年：(B) 三条家親族懇親会に招かれる。（3.7）

宮中での式典や離宮・御所での観菊会・観桜会には夫人同伴であったが、夫人の服装は洋服と定められてからは、日本女性の例にもれず妻八重の洋服姿がさまにならないので、明治24年の観桜会以後彼女を伴うことをやめ〔尾崎1991b：92、尾崎1977a：259〕、先妻バサイア所生の娘英子が来日した後は彼女を連れてゆくことにしている。ここでの夫人は正式の妻でなければならないが、彼女は夫に花の飾りを添える儀礼的かつ装飾的存在であることが期待され、この期待が満たされない場合、登場を控えさせられる点では妾と通ずるところがある。しかし、この領域の役割がみな儀礼的なものであったのではなく、三条家等のようにとくに深い関係の家の葬儀においては、前掲の事例に見るとおり、妻は夫を助けて実質的な役割を遂行した。

フォーマルな社会参加の同伴者は妻に限られたが、インフォーマルな、公的用務を帯びない外出の場合、同伴者は妻とは限らない。そのような外出を、(A) 日帰りの外出と(B) 外泊を伴うものとに分けて、同伴者が妻であったか妾であったかを点検しよう。(A) は尾崎の日記（自伝には此の種の記事なし）、(B) は日記および自伝を資料とする。これらを資料として用いた期間は、前ページで資料に付した括弧内の注記のとおりである。

(A) 日帰りの外出のうち、妻妾を同伴した事例には、(A1) 所用のための外出、(A2) 遊覧のための外出、(A3) 散歩がある。(A1) は、主婦役割、母役割、妻役割の項で挙げられた

外出を除いたものであるから、例数は少ない。同一の外出で（A1）が（A2）あるいは（A3）を随伴したり、これらが組み合わさっていることが少くない。主な性格によって判定したが、この区分はかなり便宜的なものである。また、日記に記載もれが予想され、それはとくに短時間の（A3）に多かったと推測される。尾崎は健康保持のためか、早朝および夜の散歩を励行し、妻・妾・子の誰かを伴うことが多かった。以下、年次順に、同伴外出の種類（A1）～（A3）、同伴者（Y：八重、M：美知枝、子どもの同伴は省略）、行き先と（A1）（A2）の場合外出目的、（月日）の順に、事例の記事を要約して一覧にしよう。

- |  |   |
|--|---|
| 明治12年： (A2) Y・M, 向島の桜花見物 (4.7),<br>(A2) Y・M, 勘工場 (8.10),   | (A2) Y・M, 龍ノ口博物館 (4.17)<br>(A2) Y・M, 浅草向島 (9.24)  |
| 明治13年： (A1) Y, 勘工場で買物 (3.6),<br>(A3) Y, 東中筋 (3.11),<br>(A2) M, 上野公園 (3.28),<br>(A2) M, 上野公園 (4.7),   | (A2) M, 本所亀戸の華族某邸宅見物 (3.7)<br>(A1) Y, 印刷局で写真撮影、ついで上野 (3.21)<br>(A2) Y・M, 向島で花見 (4.1)<br>(A2) Y・M, 日比谷大神宮・勘工場 (4.18)   |
| 明治14年： (A2) Y・M, 浅草から上野公園 (11.23)  |   |
| 明治15年： (A2) Y, 上野博物館 (4.3)   |   |
| 明治16年： (A2) M, 上野公園 (10.17),<br>(A2) Y・M, 芝金杉温潮場 (12.8),   | (A2) M, 芝金杉温潮場 (11.24)<br>(A2) Y, 芝金杉温泉 (12.15)   |
| 明治17年： (A2) Y, 芝金杉温湯 (2.4),<br>(A2) Y, 芝金杉海水浴 (2.17),<br>(A2) Y, 上野公園 (4.14),<br>(A2) M, 吹上御苑拝観 (5.21)   | (A1) Y, 赤坂新坂町壳邸見物 (2.10)<br>(A2) M, 上野から王子 (4.6)<br>(A2) M, 上野の絵画競進会 (5.17)   |
| 明治18年： (A3) M, 浅草公園 (10.4),<br>(A1) Y, 金杉・福田家屋等一見 (11.12),<br>(A3) M (11.14),<br>(A2) M, 王子, 滝野川の紅葉 (11.21),<br>(A3) Y, 向島 (12.6),<br>(A2) M, 芝金杉温泉 (12.25), | (A2) M, 築地本願寺から上野動物園 (10.18)<br>(A2) Y, 大森八景園・品川墓参 (11.14)<br>(A3) Y, 上野・浅草 (11.15)<br>(A2) M, 音羽護国寺・雑司ヶ谷鬼子母神 (12.5)<br>(A1) Y, 信濃町永井邸一見 (12.20)<br>(A2) M, 芝金杉温泉 (12.27) |
| 明治19年： (A3) M, 松田 (1.1),<br>(A2) M, 芝金杉海水浴 (1.17),<br>(A2) M, 神田秋葉原曲馬見物 (10.8)   | (A2) M, 芝金杉海水浴 (1.10)<br>(A2) M, 龍口勘工場 (1.19)   |
| 明治20年： (A2) M, 富士見軒 (2.5),<br>(A2) M, 上野花見と共に (4.5),   | (A3) M, 上野辺 (3.17)<br>(A2) M, 向島秋葉公園, 浅草橋 (4.20)  |

- (A3) Y, 青松寺 (5.15),  
 (A2) Y, 池上鉱泉入浴 (7.20),  
 (A1) M, 材木町の新邸掃除 (8.24),  
 (A2) Y, 青松寺で講義聴聞 (10.17),  
 (A3) M, 青山→渋谷→青山 (11.3),  
 (A2) M, 世田谷へ望盛に会いに (11.10),  
 明治21年： (A2) M, 世田谷へ望盛に会いに (1.6),  
 (A2) Y, 広尾咲花園 (3.17),  
 (A2) Y, 上野の勧工場・動物園等 (4.8),  
 (A3) M, 浅草 (5.14),  
 (A2) M, 桜田町寄席 (6.16),  
 (A3) M (7.14),  
 (A3) Y (8.21),  
 (A2) M, 浅草・上野 (10.28)  
 明治22年： (A1) Y, 星ヶ岡茶寮平安社新年宴会 (1.22),  
 (A3) M, 咲花園・本村町 (5.12),  
 (A3) M, 山王神社 (6.15),  
 (A3) M (8.31),  
 (A3) M, 目黒祐天寺・中渋谷 (9.23),  
 (A3) Y (10.12),  
 (A2) M, 上野博物館 (10.20),  
 (A3) Y (11.7),  
 (A2) Y, 麻布西町今井花壇の菊見 (11.10),  
 (A3) M, 赤坂辺 (11.16),  
 (A2) M, 堀内法華寺参詣, 望盛訪問 (12.1),  
 (A3) M (12.23),  
 (A2) M, 芝金杉海水浴 (12.28)  
 明治23年： (A2) Y, 一ノ橋海水浴 (1.2),  
 (A2) Y, 上野博覧会 (4.10),  
 (A3) M (4.15),  
 (A2) M, 勘工場 (9.23)  
 明治24年： (A3) M, 広尾辺 (3.26),  
 (A3) M (5.7),  
 (A2) Y, 青松寺で講義聴聞 (6.10)  
 (A2) Y, 渋谷神泉谷精神亭 (8.16)  
 (A1) M, 紅葉館で平安社大会 (10.8) \*  
 (A3) M (10.22)  
 (A1) Y, 築地盲啞学校 (11.5)  
 (A2) M, 広尾咲花園の菊花 (11.13)  
 (A3) M, 飯倉で買物かたがた (1.13)  
 (A2) M, 世田谷へ望盛に会いに (3.29)  
 (A3) M, 目黒 (4.20)  
 (A2) Y, 上野美術会 (6.3)  
 (A3) M (6.29)  
 (A3) M (8.15)  
 (A1) Y・M, 紅葉館で平安社大会 (10.13) \*  
 (A3) M, 笹町・原宿等 (4.28)  
 (A3) Y (5.13)  
 (A3) M, 下渋谷氷川神社 (7.28)  
 (A3) M (9.7)  
 (A2) M, 脇谷町友楽館で演芸 (10.6)  
 (A3) M, 上野 (10.13)  
 (A3) M, 青山墓地 (10.23)  
 (A2) M, 麻布西町今井花壇の菊見 (11.8)  
 (A3) M, 国府台 (11.14)  
 (A3) M, 上渋谷村 (11.28)  
 (A3) M (12.9)  
 (A2) M, 愛宕山 (12.25)  
 (A1) Y・M, 星ヶ岡茶寮京都人懇親会 (1.18)  
 (A2) Y, 玉川上水堤上花見 (4.11)  
 (A2) Y・M, 木挽町歌舞伎座見物 (4.24)  
 (A2) M, 浅草公園凌雲閣・パノラマ等 (5.2)  
 (A3) M (5.10)

- (A3) M, 四辻 (6.20), (A3) Y, 青山墓地 (7.14)  
 (A3) M (7.29), (A3) M (8.12)  
 (A3) Y, 十番 (8.15), (A3) Y (9.1)  
 (A3) Y (9.13), (A3) M, 麻布氷川社 (9.16)  
 (A3) M (9.18), (A3) Y, 青松寺 (9.20)  
 (A3) M, 笑花園 (9.27), (A2) M, 世田谷代田村へ雄盛に会いに (10.11)  
 (A2) M, 浅草凌雲閣等見物 (10.17), (A2) M, 王子・飛鳥山方面 (11.8)  
 (A2) Y, 国会議事堂見学果たさず (11.15), (A2) Y, 国会議事堂内各室見学 (11.19)  
 (A3) M (11.29), (A2) Y, 貴族院傍聴 (12.14)  
 明治25年: (A1) Y, 鎌倉へ新築別荘検分 (3.2), (A3) M, 泉岳寺 (4.3)  
 (A2) Y, 向島へ大学競漕会見物 (4.9), (A3) M, 笹町 (5.8)  
 (A3) Y (7.22)

以上のインフォーマルな外出での同伴件数を、年次別、八重・美知枝別、外出の種類別にまとめるとつぎのとおりとなる。

表 インフォーマルな日帰りの外出の同伴者別種類

| 年 次        | 八 重<br>(A1) (A2) (A3) |    |    | 美知枝<br>(A1) (A2) (A3) |    |    | 八重・美知枝<br>(A1) (A2) (A3) |   |  | 合計  |
|------------|-----------------------|----|----|-----------------------|----|----|--------------------------|---|--|-----|
| 12年        |                       |    |    |                       |    |    | 4                        |   |  | 4   |
| 13年 (5月迄)  | 2                     |    | 1  |                       | 3  |    |                          | 2 |  | 8   |
| 14年 (9月から) |                       |    |    |                       |    |    |                          | 1 |  | 1   |
| 15年        | 1                     |    |    |                       |    |    |                          |   |  | 1   |
| 16年        | 1                     |    |    |                       | 2  |    |                          | 1 |  | 4   |
| 17年        | 1                     | 3  |    |                       |    | 3  |                          |   |  | 7   |
| 18年        | 2                     | 1  | 2  |                       | 5  | 2  |                          |   |  | 12  |
| 19年        |                       |    |    |                       | 4  | 1  |                          |   |  | 5   |
| 20年        | 1                     | 4  | 1  | 2                     | 5  | 3  |                          |   |  | 16  |
| 21年        |                       | 3  | 1  |                       | 4  | 6  | 1                        |   |  | 15  |
| 22年        | 1                     | 1  | 3  |                       | 6  | 14 |                          |   |  | 25  |
| 23年        |                       | 3  |    |                       | 1  | 1  | 1                        | 1 |  | 7   |
| 24年        |                       | 3  | 5  |                       | 4  | 10 |                          |   |  | 22  |
| 25年 (8月迄)  | 1                     | 1  | 1  |                       | 2  |    |                          |   |  | 5   |
| 合 計        | 8                     | 21 | 14 | 2                     | 34 | 42 | 2                        | 9 |  |     |
|            |                       | 43 |    | 78                    |    |    | 11                       |   |  | 132 |

露国派遣のため半年以上海外に在った明治13～14年を別にしても、同伴者や早朝・夜など短時間の散歩について、記載の有無に年によりかなりの差異があるよう、この集中表から感得される。また、同伴の事実も美知枝の場合のほうが記載されることが多かったのではないかと想像されるが、もしこの点のバイアスがないと仮定すれば、同伴者として出現する頻度を妻と妾とで比較することができる。

まず合計を見ると、妻のみ同伴43件、妾のみ同伴78件、妻妾兩人同伴11件で、妾のみが圧倒的に多い。八重にはこの外にすでにふれた主婦役割（3）・母役割（3）・妻役割（19）での同伴が括弧内の数だけあるから、これらを合算すれば68件となるが、それでも美知枝の同伴件数のほうが依然として優勢である。

妻妾兩人同伴は、まだ子どもがなかった露国派遣以前の主な同伴形態であったが、帰国以後は稀となり、兩人同伴は例外的にしか起きていない。子どもが増え家政規模も大きくなるにつれて、妻妾のどちらか、できれば妻が家に留まるように努めたのかもしれない。また、子どももも使用人も多い日常生活では、尾崎と妻妾それぞれとの意思疎通が損なわれかねないので、一方のみ同伴する外出の機会を作つて意思の疎通を図つたとも考えられよう。

インフォーマルな日帰りの外出における同伴リストを見て印象づけられるのは、尾崎が妻と妾になるべく同じような楽しみを同じように味わわせようこまめに努力していることがある。例えば、明治22年11月、麻布西町今井花壇の菊見に美知枝と行き、その二日後に同じ所へ八重と子どもたちを連れて行っている。これは、尾崎がよほど菊が好きだったからではないだろう。また、明治17年5月の早朝、美知枝を伴つて吹上御苑を拝観しているのは、赤坂御所での観菊会にもまた浜離宮での観桜会にも彼女を連れて行けぬことの償いのように見受けられる。京都人の結社・平安会の新年宴会や懇親会に、妻と妾を同時にか別々にか同伴しているところにも、インフォーマルな社交の場へは二人を同じように伴おうとする姿勢が現れている（\*印）。他方、国会議事堂見学や貴族院傍聴に連れて出たのは八重のみであるとか、散歩にはより多く美知枝を伴い、そのため彼女の同伴総数が多くなっているというよう、両者にたいする取り扱いの差異があつて、これらは夫妻関係と夫妾関係の性格差を暗示する看過できない相違ではあるが。

つぎに、（B）外泊を伴う外出、私的な旅行と呼びうる外出の同伴者を尾崎の日記と自伝によって調べ、記録された限りでの妻妾同伴の事例を網羅的に列挙する。（A）日帰りの外出でも（A2）や（A3）には妻妾のほかにしばしば美知枝所生の長男洵盛らを伴つたが、（B）旅行には避暑・避寒・転地療養を始めとして子どもたちを巻き込んだものが多い。事例挙示の期間はフォーマルな外出について先に述べたのと同じ。#印は妻のみ、\*印は妾のみ同伴、##印は妻妾兩人同伴を示す。

明治12年：7.2～8.8 旧官家士族授産事業を発足させるために上洛したさい、おそらく美知枝を伴い、京都で彼女の両親に会うとともに、同伴して近辺各地を遊楽した後、彼女を連れて帰宅した [尾崎1991a：46～49]。\*

明治14年：10.4～30 欧州からの帰国後、上京して彼を迎えた八重とともに京都に行き、滞欧中の寓居住まいの養老母と美知枝に会う。京都滞在中、八重と同車して大阪にその父を訪ね、また滋賀県能登川の八重の里・本行寺を訪問して2泊。また、美知枝を同道して上賀茂の彼女の生家を訪れて1泊。帰京のさいは妻妾と小児洵盛を伴う。この時の日記に、「此行一家四人、余人ヲ雜ヘズ甚愉快ナリ。生涯ノ歡樂此時ニ在リ。後日追憶感慨ニ耐ヘズ」と書き加えている [尾崎1991a：158～166]。#\*

明治15年：5.2～24 熱海に滞在、八重同道 [尾崎1991a：189～191]。#

明治16年：4.22～5.20 熱海に転地療養。八重、児洵盛を携え、婢よね、僕彦十を俱す [尾崎1991a：296～300]。#

12.29～翌年2.2 熱海に避寒旅行。美知枝、洵盛同道、婢うた、僕米蔵等を俱す [尾崎1991a：335～342]。\*

明治17年：7.23～8.9 八重、児洵盛を携え僕銀蔵を俱し、江島・小田原・湯本をへて熱海へ [尾崎1991a：368～371]。#

明治18年：1.19～2.20 避寒のため熱海へ。洵盛、盛貞 [美知枝所生三男]、美知枝、谷口、乳母はる等を俱す [尾崎1991a：397～402]。\*

明治19年：11.3～28 高山寺にて父母改葬塔供養を営むため木曽街道を経て京都へ。美知枝同道、塩尻まで僕銀蔵を俱す。供養を営んだ後、琴平・善通寺・多度津・巖島・広島・神戸を遊覧して帰京 [尾崎1991b：48～70]。(木曽山中の紅葉遊覧の趣き少なからぬ二人旅に、八重でなく美知枝を伴った。)\*

明治20年：1.4～10 転地療養のため熱海へ。八重、洵盛、壽子 [八重所生四女]、婢こうおよび青木直次郎を俱す。妻子を残して帰京 [尾崎1991b：79～81]。#

8.6～8 美知枝、洵盛を携え、島野を俱し、鎌倉、江ノ島、大磯で潮水浴 [尾崎1991b：132～134]。\*

12.30～翌年1.4 美知枝を携え箱根から熱海へ。供なし [尾崎1991b：170～172]。\*

明治22年：1.2～12 熱海へ転地療養。八重、洵盛、寿子を携え、若林駒之輔およびこう等を俱す [尾崎1991b：245～249]。#

8.2～6 八重、洵盛、虎吉等を俱し横浜富岡村にて潮水浴 [尾崎1991b：304～305]。#

8.11～23 美知枝、洵盛、谷口を俱し、鎌倉で海水浴。\*

8.23～9.6 美知枝、谷口帰京し、八重、寿子、季、花房庄次等東京より至る [尾崎1991b：306～311]。#

明治23年：1.3～4 美知枝，洵盛，寅治を俱し，大磯で温浴 [尾崎1991b：351]。\*

8.24～9.2 美知枝，洵盛，寅吉を俱し相州鵠沼に至り海浴 [尾崎1991b：414～416]。

\*

9.20～21 八重，洵盛，ワカを俱し鎌倉へ。八重は転地療養のため10.1まで滞在 [尾崎1991b：420～423]。#

12.29～翌年1.5 美知枝，洵盛，従者虎吉を俱し熱海へ [尾崎1991b：448～450]。\*

明治24年：7.20 八重，盛貞，昌盛 [美知枝所生四男]，谷口，タツ，ハナを俱して鎌倉へ，海水浴のため。八重は8.10頃まで滞在，尾崎はその間単独あるいは子どもを連れて東京と鎌倉の間を往来する [尾崎1991b：506～515]。#

12.30～翌年1.6 美知枝，洵盛，橋隆友等を俱し，熱海へ [尾崎1991b：554～557]。\*

明治25年：6.20～29 鎌倉の新築別荘に至り，八重，繁盛 [美知枝所生六男]，花房等を伴い静養。尾崎は一度東京へ往復 [尾崎1991b：603～604]。#

6.30～7.7 養母戸田玉井死去により，八重を伴って京都に向かい葬儀を執行，八重を残して帰京 [尾崎1991b：605～607]。#

7.9～21 洵盛，貞盛，昌盛を携えて鎌倉別邸に入り，翌々日美知枝を迎える。京都からの帰途鎌倉に立ち寄った八重とともに帰京。美知枝は8月末まで鎌倉に留まり，その間尾崎は幾度も東京と鎌倉の間を往復する [尾崎1991b：607～618]。\*

明治26年：5.19～6.23 興津をへて京都への旅行に美知枝を伴い，彼女を上加茂へ残して岡山まで足を延ばしたが，帰途京都から伴い帰る [尾崎1977b：14～19]。\*

12.27～翌年1.9 美知枝，洵盛，盛貞，昌盛，繁盛を携え従者2名を随えて熱海へ [尾崎1977b：24]。\*

明治28年：2.15～18 先づ八重に，洵盛，壽子および下婢従者を伴って1月の初めより熱海に滞留させ，そこに合流した [尾崎1977b：32]。#

12.31～翌年1.1 美知枝および遠藤を俱し大磯へ [尾崎1977b：37]。\*

明治29年：4.24～5.11 転地療養のため美知枝，遠藤を俱し熱海へ [尾崎1977b：41]。\*

12.29～翌年1.11 美知枝，洵盛，壽子，繁盛を伴い下婢2名を俱して熱海へ [尾崎1977b：55～56]。\*

明治30年：7.23～8.25 美知枝，子ども等と避暑のため鎌倉へ [尾崎1977b：61～62]。\*

12.31～翌年1.10 美知枝，壽子，朝子 [美知枝所生六女]，てつ，長谷川奎三を俱して熱海へ [尾崎1977b：65]。\*

明治31年：8.24～27 美知枝および画工吉田光美を伴い日光へ [尾崎1977b：73～75]。\*

明治32年：1.2～10 美知枝，草川てつを伴い熱海へ [尾崎1977b：83]。\*

明治33年：10.19～31 亡実父五十回忌法会を京都高山寺で営むために，八重，洵盛，昌盛，

寿子、賀子〔美知枝所生五女〕、朝子を伴い、婢ちゑ、ろくを俱して京都へ〔尾崎1977b：115～118〕。#

明治34年：5.8～18 平安義会総会等のため美知枝および家従松野嘉吉を俱して海路京都に出張し、兼ねて嵯峨・奈良を遊覧する〔尾崎1977b：138～142〕。\*

10.25～11.3 京釜鉄道の要務で家従宮崎友太郎を従えて出張中、大津の旅舎にて病気が悪化し、看護のために美知枝を東京より呼寄せる。よい介抱人を得て頓に病苦を忘れ、奈良、和歌山を巡回して帰京〔尾崎1977b：174～177〕。\*

12.29～翌年1.11 転地療養のため美知枝、宮崎を俱し熱海へ〔尾崎1977b：199～200〕。

\*

明治35年：7.14～？ 避暑のために鎌倉の別荘へ。前々日着いた洵盛、斎藤福之助〔六女朝子の婚約者〕、美知枝および男女2、3人の迎えを受ける〔尾崎1977b：206〕。\*

8.17～ 京釜鉄道事業を指揮監督するため、常務取締役として韓国京城へ派出駐在することとなり、美知枝、妻木義雄および岸清松を会社員として伴い、従者西池茂、下婢かわりの妻木の妻やすゑ、料理方桑原勇蔵を俱して東京を出発〔尾崎1977b：207〕。\*

以上を通覧すると、露国駐在中の留守家族が住んだ京都寓居を引き払って尾崎一家が帰京する旅行に、一度だけ妻妾がともに尾崎に同伴したことがあるが、日帰りの外出とは異なつて妻妾の同時同伴は通常の旅行にはみられない。美知枝が鎌倉の別荘を発つて帰京した日に八重が代わって東京から鎌倉へ来るとか〔明22.8.23〕、美知枝が居る鎌倉へ八重が立ち寄つても、その日のうちに帰京するという具合で〔明25.7.21〕、妻妾が尾崎の旅中に同時同宿することを避け、どちらか一方が尾崎に付き添ったようである。初期には妻妾が交代で、子ども連れの避暑・避寒・病気療養の転地、およびその他の旅行に伴われたようであるが、明治23年頃から同伴者は美知枝に傾き、29年以降は専ら彼女の役割になって、平安義会や京釜鉄道会社といった半ば公共の用務のための出張にも、妻に代わって美知枝が随伴している。この会社の常務取締役として京城に駐在する尾崎に伴われることは、美知枝に「妻」の地位を享受させるはずであったが、彼女は赴任の途上で死去した。

妻八重は、夫に随伴せずとも主婦として使用人の指揮監督、来客の応対、家計処理等家政管理の責任があつたし、家に残された子どもの養育や訓育にも配慮せねばならなかつた。八重が尾崎に同行した場合は、美知枝がこれらの役割を一時代行したことであろう〔例えば、明24.7.30〕。では妻妾同居の日常生活において、妻がリーダーで妾はサブ・リーダーもしくはリーダー補佐つまり女中頭のような縦の分業が主体であったのか、それとも担当領域を分かつような横の分業が主であったのか。あるいは、時と場合によりどちらかの分業体制が適宜取られたのであろうか。この問題は後段で考察することとしよう。

美知枝が旅行随伴の専任担当者になっていった要因として、尾崎の社会的活動が展開するにつれて家政規模も拡大し、明治29年6月に男爵を授けられてからは一層、主人の不在中主婦が家を離れることができ困難になったという、客観的な事情も否定できない。しかし、どの旅行にも妾を同伴するに至っては、インフォーマルな機会の同伴者として尾崎が選好するような女性に美知枝がなっていったのではないかと思わせる。先に見たように、明治22年頃には彼女を散歩に頻々と伴うようになっており、尾崎が彼女との二人旅を楽しんだように観察されること、この推測を支持するものである。

このような人情の機微を探りを入れるために、主人・主婦という集団的地位に即した役割よりは、家族内部での夫対妻、夫対妾という関係的地位に即した役割に注目しなければならない。その一面である妻妾の介護役割が、尾崎の自伝には妻妾の分担ではなく全面的協働の姿で描かれている。以下に掲げる最初の事例は、あわせて嫡母対子、生母対子の介護役割にも注意を促すものである。

明16.2.12 長男洵若肺癆衝の重病に罹り、……同18日に至り已に死に瀕し、……百方手を尽すといへども何の効能もなく、最早定業とあきらめ、親族、出入の者相集り葬儀の準備に取掛かりたり。未だ看護婦の設はあらず、故に八重は初発の看護に昼夜一睡もせずに心痛と労苦とに仆れ、起つことは亦看護を要し、美知枝も看護の為め仆れかかり、予は此時程困りたることはあらじ。[尾崎1977a:19]

明19.3.23～4.11 [マラリア熱の一種と痢疾が重なった病気になり駿河台佐々木病院に入院] 病院中は専用看護婦の外、八重、美知枝、外に女中一人づつ、毎日二人づつ交代して看護せり。此時は未だ電話あらず、私宅数寄屋橋と駿河台病院との間、日々往来頻々なりし。而も八重、美知枝の兩人は何れも妊娠八ヶ月にて、病院二階の階段の上下には随分労苦せしならん。感謝に堪えず。[尾崎1977a:125]

明29.3.11 俄然発熱四十度に上り苦悶甚だしく、……是は正しく肺炎なりとて……、看護婦二名に妻妾総掛けにて介抱し、……。[尾崎1977b:40]

長男重病のさいには、妾腹の子であるのに嫡母の八重が先立って献身的な看護をしているのが、夫への勤めを果たそうとする正妻の心情を思わせて哀れである。尾崎重病の上記二つのケースでは、妻妾総掛けであったのにたいして、先述のように、明治34年10月旅先の大津で病んだ時には、美知枝が独り看護に来津した。これは一面において事態に適合した妻と妾の役割分担であるが、「此好介抱人を得て頓に病苦を忘る」とまで尾崎が喜んだあたり、看護の役割期待における美知枝への傾斜が窺われるといえよう。

尾崎は自認していたように病身で、前記の引用ほど重篤でない病臥はしばしば経験すると

ころであったから、彼にとって介護サービスは重要であった。では、比較的軽症で一人の介護ですむ場合、妻妾のいずれがまずこれを担当したのであろうか。そのことと関連するのは尾崎の身の回りの世話であって、日記につぎのような四男出生時の記事がある。

明17.10.27 午後七時三十分道枝分婉男子生ル。是ヨリ先キ午後五時過庭前ニ下リ射弓ノ矢拾ヒヲ為サシム時ニ少々腹痛アリト云。依テ房ニ入り休息セシム。六時三十分腹痛漸ク強シ。……間モナク分婉兩人共壯健賀スペシ。[尾崎1991a：381]

臨月の美知枝に射弓の矢拾いをさせていたという記事は、尾崎の身辺にあってその世話をするのが彼女の役割であったことを窺わせる。介護もまずは美知枝の役割であったのだろう。尾崎が大津で病んだ時、八重でなく美知枝が看病に来たのは、けだし当然の成り行きであったのである。

では、セックス・パートナーとしての役割では妻妾の間にどのような分担と、そして競合があったのだろうか。年齢差の小さい妻妾の間の潜在的競合は、セックス・パートナーとしての役割においてもっとも激しかったと思われる。この役割の分担や競合の相を推測させる記事を彼の日記にも自伝にも見出すことができないが、役割遂行による子女出産の妻妾別成果は明らかである。

明治8年3. 八重、男子を死産。(この時はまだ妻のみ)

明治13年11.29 美知枝、長男洵盛を産む。尾崎の露国駐在中に出産。

明治15年8.8 美知枝、二男琉二郎を産む。尾崎の琉球滞在中に出生し、かつ死亡。

明治16年9.4 美知枝、三男盛貞を産む。2カ月後に尾崎の養母で八重の伯母である戸田玉井の養子とする [尾崎1991a：326]。

明治17年10.27 美知枝、四男昌盛を産む。

明治19年5.12 八重、四女寿子を産む。(八重には長女、先妻バサイアに3女子あり)

明治19年6.12 美知枝、五女賀子を産む。

明治20年7.2 美知枝、五男望盛を産む。世田谷村猪又雄蔵の妻に託して乳養させていたが、1歳7カ月のとき角筈村高田友之助方へ養子にやる [尾崎1991b：155, 256]。

明治21年9.21 美知枝、六女朝子を産む。命名した日に、乳養のため麹町居住の士族岩上某の妻に託す [尾崎1991b：226]。

明治23年6.20 美知枝、六男繁盛を産む。

明治24年8.24 美知枝、七男雄盛を産む。命名した翌々日、乳養のため世田谷代田村鈴木金次郎の妻に託す [尾崎1991b：522]。

- 明治25年10. 6 美知枝，八男弥盛を産む。夭。
- 明治28年1. 1 美知枝，七女元子を産む。
- 明治29年2. 24 美知枝，八女季子を産む。季子ゆえかく命名。夭。[尾崎1977b: 42]
- 明治32年12. 8 美知枝流産し一時重態となる。[尾崎1977b: 102]
- 明治33年9. 8 美知枝流産し容体はなはだ危険，百手を尽くし漸く回生。[尾崎1977b: 112]

以上を要約すると、妻八重のほうは女児1人を産んだほか男児1人を死産したのにたいし、妾美知枝の生殖力は圧倒的で、男8人（内2人夭折）女4人（内1人夭折）を産んだほかに流産を2回経験している。八重は20歳の時に男児を死産したのが始めて、11年後31歳の時に長女を産んで生殖活動を終わったが、美知枝は20歳で長男を産んだのを皮切りにつぎつぎと産み、とくに明治20年以降は彼女だけが産みつけ、尾崎が「季子なり」（註3）と宣言した後は危険な流産となり、心臓麻痺に因る死の2年前、40歳の流産が最後となった。このように、彼女の旺盛な生殖活動は21年間継続し、嗣子を含めて9人の成年に達する子女を尾崎にもたらした。ただし、前記リストの示すように、美知枝が産んだ五男・六女・七男は生まれて間もなく里子に出され、そのうち五男はやがて他家に養子に遣られ、さらに手もとで育てられた三男も八重の伯母の養子となった。これは単に育児負担を軽減するための処置ではなく、自分の産んだ子どもがたった一人しかいない八重への心遣いのように思われるのである。

子女出産の点で美知枝はこのように八重を遥かに凌駕する成果を挙げた。両人の生殖力に大差があったようであるから、出産子女数の差がそのまま両人のセックス・パートナーとしての役割遂行度の差異を反映するものでないことは云うまでもないが、先にふれた尾崎の旅行同伴者としての役割を美知枝が独占することになる過程をこの子女出産歴に重ねてみると、尾崎のセックス・パートナーとしても美知枝が優位に立つようになっていったことが推測される。おそらく、八重は家政管理を主たる役割とし、美知枝はセックス・サービスを含めて尾崎の身の回りの世話を主たる役割とするといった、妻と妾との間に横の役割分担が成立していったのであろう。換言すれば、主婦＝妻の諸役割のうち、主婦としての集団的役割と妻としての対外的役割は八重が、夫にたいする配偶者としての対内的関係的役割はまず美知枝が担当するという分業である。この分業形態が尾崎・妻・妾三者の相互作用過程のなかでしだいに暗黙の合意として成立したというよりは、尾崎が妻妾二者間の顕在的潜在的葛藤を裁定する形で、明治20年代のある時点で彼の選好に基づく意思として明示的に両人に提示されたのかもしれない。ともあれ、この分業を前提とするとき、明治34年10月、旅先で病む尾崎の介抱のために美知枝が急ぎ来津した一件も、また同35年9月、美知枝の急逝に遭った尾崎がこれを惜しんで書いた文章の1節「予の終焉には介抱せんと期したりしに」も、いっそうよく理解できるのではあるまいか。

#### 4. 妻妾の地位序列と夫との愛情関係

正妻は権妻の上位に立つべきものであった。尾崎は正式の外出に八重を描いて美知枝を「携える」ことはなかった。それは所属する官僚社会も、交際する「世間」も許さぬことであった。また、自伝の記事はもとより、日記でも八重、美知枝と記す順序を誤ることはなかった。これは妻妾の序列についての社会規範の内面化を示すものである。

問題は、妾と妾が産んだ子との序列である。妾奉公の慣習があったように、妾は奉公人の一人であり、せいぜい女中頭であって、所詮使用人の分際と言ってよかつた。その場合には、妾が産んだ子は主人側であり、序列は明白である。しかし、尾崎は避暑や避寒の転地に伴った家族員の名を書き上げるさい、ほぼすべて美知枝の名を子どもの名に先立って掲げた。子どもの母に準じた扱いであり、八重の場合とほとんど異ならなかつた。しかし、子どもに八重と美知枝をどのように区別して呼ばせたのであろうか。

地位における妻妾の優劣は明らかであるが、それは夫からの愛情関係の強弱に直結しなかつた。もし直結するものなら、妾は不要になるかもしれない。しかし、妾の存在自体両者が直結しないこと、むしろ逆でありうることを示唆している。すでに前々節末尾でふれたように、尾崎の場合はその1例であったと思われるのである。そのように考えうる証拠を自伝のなかから示そう。

明31.8.25 [美知枝と画工吉田光実を伴い日光に旅行したときのこと] 早朝日光旅店神山を発し中禅寺及び湯本に至らんとす。美知枝一人山駕籠に乗り予及び吉田は歩して従ふ。  
[尾崎1977b:73]

明31.8.27 天晴れたるに依り霧降ノ滝を一見せんとて、又山駕籠に美知枝を乗せ、予等兩人歩して行く。[尾崎1977b:75]

尾崎と、日光の景勝を描かせるために伴った画工の吉田とは坂路を歩行し、美知枝だけ山駕籠に乗せてている。尾崎にとって美知枝は使用人では決してなかつた。ここには、日光の絶景を楽しませてやりたいという、伴侣にたいする尾崎の愛情のこもつた配慮が感じられるのである。日光だけでなく、美知枝と二人、あるいは従者一人のほか余人なしという旅行の記事には、いつも感じられるところである。

明35.8.19 [京釜鉄道会社の常務として京城へ赴任するため神戸に到着] 船待の為め美知枝を伴ひ須磨、舞子を遊覧し、舞子の割烹旅店萬亀樓に大三輪を訪ひ、此辺の風光明美を賞し、夕刻神戸に帰り自由亭にて共に洋食を喫し、夜月に乘じ海岸散歩して宿に帰る。

是れ美知枝の為めに終身の快樂幸福の時なりしが如し。[尾崎1977b:208]

明19.11.3～ [父母改葬塔供養のため上洛せんとて美知枝を伴い僕銀蔵を俱して岐蘇街道を旅す] 風光の美、旅中の樂境、岐蘇道中記別冊あり。今之を略す。今此老衰の時（76歳）に於て、當時の境界を回顧して寧ろ想恋の情に堪へず。當時の伴侣たりし美知枝は既に逝けり。哀涙の襟を湿ほすを覚えず。[尾崎1977a:133]

以上二つの記事の末尾は、ともに美知枝を追憶する文である。後者の記事内容は前者に遙か先立つが、記録は最晩年のものであった。いずれにせよ、記録に挿入された（後年の）感情はまさに人生の「伴侣」にたいするものである。自伝の記事に関する限り、これほどまでの感情の流露は八重にたいしては見られない。美知枝を追悼する文章のなかで、「正室にあらずといへども其情正室に異ることなし」と尾崎は述べているが、その情むしろ正室に勝る、といつてもよいのではあるまい。美知枝の急逝を「予の不幸之より大なるはなし」と捉えたところに、その思いが滲み出ている。

尾崎家での生活は妻妾同居であったが、先述のように美知枝は戸田家に入籍され、戸籍のうえでは妻妾分離であった。尾崎は戸籍帳簿上の別立に内容を与える努力をし、情において正室に異なるところがないばかりか、実質的にも美知枝を正室に匹敵するものにしようとした。以下4点はその例証である。

- (1) 明治20年10月22日、麻布霞町の阿部邸内の新築借家を借りうけて、戸田玉井の養子となっている三男盛貞（4歳）の住居とし、実母美知枝といっしょに移転させた。そして、翌21年2月材木町に新邸を求めて全家合流するまでの4ヶ月間、尾崎は本宅と別宅の間を行き来し、ほぼ半ばを別宅で過ごしている。それも、朝別宅へ来て翌日の夕方本宅へ帰るというパターンがしばしばくりかえされ、別宅で来客を迎え、読書もし、別に日記帳を置いて霞町にいるときの記事はすべてこれに認める有様であった。したがって、単なる妾宅ではない。生活と活動の本拠を正妻がいる内幸町の本宅と美知枝母子が住む霞町の別宅とに分けた感があるのである。旅行同伴は妻妾同居解消の期間となつたが、別宅の4ヶ月は旅行同伴よりも長期で安定した「妻」として別立できる期間を美知枝にもたらした [尾崎1991b:151～180]。
- (2) 明治22年9月26日、尾崎は前記の三男戸田盛貞を実母美知枝の養子とする手続きを開始した。事実上の母子関係を法的保護を受けうる母子関係とし、彼の死亡後美知枝が法的に親族関係から疎外されないための手を打つのである。この配慮をみると、美知枝は尾崎の副妻というのが当たっている。その日の日記の記事を引用しよう。

此日戸田盛貞ノ戸主ヲ退隠シ、美知ヲシテ家督相続セシム。……但シ盛貞ハ從来玉井ノ養子ニシテ、美知トハ養姉弟ノ間柄ト為ル。将来予死去ノ後、此両人ノ間民法上親等薄キ

モノナルヲ以テ，盛貞ヲ改テ美知ノ養子ト為サント欲ス。然レドモ弟ヲ以テ姉ノ養子トルハ成規ノ許サニル所ナルヲ以テ，先ヅ養家ヲ離縁シ実家ニ復シ，然ル後更ニ美ノ養子ト為サントス。然ルニ戸主ヲ直ニ離縁スルハ府ノ特許ヲ得ザレバ能ハズ。事甚面倒ナルヲ以テ，一旦退隱シテ離縁スルハ容易ナリトノ指示ニ隨ヒ其手続ヲ為ス。[尾崎1991b：316]

(3) 尾崎は有望な銀行、鉄道や汽船会社などに投資して財産形成に努め、彼、八重、嗣子洵盛名義のほか、美知枝、盛貞名義の資産をも蓄積した。明治20年7月区長に届けた（おそらく1年間の）所得金額は、尾崎家分（年俸を含む）合計5046円にたいし、戸田家分つまり美知枝と盛貞名義の合計が585円を算したことは、美知枝が別個の生活単位をなしても心配のないよう、早くから尾崎が心を碎いていたことを示している [尾崎1991b：130]。

八重と美知枝への資産配分比は不詳であるが、大差がなかったであろうことを窺わせる出来事を紹介しておく。それは、明治24年3月30日、尾崎が勲二等に叙せられて瑞宝章を賜わり、法律取調事務勉励につき慰労として金800円を下賜された日、帰宅後家族および使用人にこの恩命を披露し、賜金の幾分かを配分したことである。「三拾円ヅヽ、八重、美知兩人。三円ヅヽ、谷口、花房。一円ヅヽ、島野、虎治。五拾銭ヅヽ、国福門番共ニ、三人。五拾銭ヅヽ、婢七人。メ七拾三円」と日記に記されている [尾崎1991b：474]。尾崎が妻と妾に30円づつ配与したことは、妻妾を実質的に同等に扱おうとする彼の態度を端的に示しており、新律綱領が妻妾をともに二等親に列したのを想起させる出来事であった。

(4) 明治35年9月美知枝は60歳になった尾崎に随従して朝鮮に渡り、病をえて釜山で死亡した。尾崎の実父母には院殿号が贈られているから、後年、八重も死去のさい仏葬であれば院殿号が贈られたものと推測される。美知枝には院殿号は叶わぬにせよ、嗣子を生んだ妾の例により、可能な限り高格の法名が贈られた。尾崎が釜山東本願寺別院の僧と相談して付けさせた法名は、静貞院釈憫淑美知大姉であった。一つ一つの文字の選択に、美知枝にたいする尾崎の思いが込められている。なお、手厚い葬儀と供養の法会をもって美知枝に報いたことはいうまでもなく [尾崎1997b：214, 220, 272]、青山墓地内新造営の戸田家墓所に建てた墓碑には、美知子と刻銘していわゆる「格直り待遇」を明らかにした。(註4)

後日談となるが、美知枝死亡の翌明治36年、二度にわたる熱海への転地療養に尾崎は八重(48歳)を伴っている。しかし、翌年からは避暑避寒の際ですら八重の同伴が記録されることは稀となり、公式の場には娘を伴い八重の姿はない。のみならず、遠方への旅行にも八重は全く同行していない。自伝の記録は不完全であるにせよ、八重では美知枝の代わりにならない美知枝の存在の重さ——セックス・パートナーたるに止まらず、尾崎に慰藉と悦びを与える存在であったこと——を確認させるとともに、そのために修復しようもなく拡がった尾崎と八重の心の隔たりを推測させる事柄である。

## 5. 結びに代えて

尾崎は明治25年8月左遷を拒んで官を罷めた時のことを回想して、「此時の家族は妻、妾一人、子女男女八、九人の外に、予の救助に依り生活せし老姉あり」[尾崎1977a:335]と記している。「妾一人」とは、二人にも三人にもなりうるのが、妾であるからである。しかし、尾崎は生涯妾一人であった。しかも、彼女はその急逝にさいして尾崎に「予の不幸之より大なるはなし」と嘆かせるほどの好伴侣であった。だが、これは歎功華族における妾の典型的な在りようとは言えないだろう。

尾崎の事例だけを紹介した本稿が与える印象の偏りを是正するためには、彼と同じコートに属する歎功華族について同様の事例研究を行わねばならない。しかし、今のところ尾崎の事例ほどの詳細な資料を発見しうるかどうか、見通しが立たないのを遺憾とするものである。むしろ、ここで華族らしい華族というべき大名華族に鉢先を向け直し、尾崎と同じコートに属する事例の資料を搜索するのが、より生産的であるかもしれない。この成否は、直接資料は無理でも、あるいは豊富な間接資料に恵まれるかどうかにかかっている。

### 註

- (1) 元治元（1864）年頃、三条家に諸大夫5家と侍4家あったが、そのなかに戸田姓の家はない。戸田家はおそらく侍以下の雑掌・用人のような2代以下の家士であったのだろう（「都仁志喜」『明治文化全集』17巻（皇室篇）、91頁参照）。尾崎三良は山城国葛野郡西院村（現・京都市右京区西院）の里正で仁和寺宮に諸大夫として仕えた尾崎盛之の三男、文久2（1862）年上記戸田家の養子となり、戸田雅楽と名乗って三条実美に仕え、明治6（1873）年新政府に登用されるにあたり、元籍に復帰して東京府平民尾崎三良を称した。
  - (2) 明治17（1884）年に麹町公園内に設立された上流社会150名ほどの会員制のクラブ。
  - (3) 「季子なるを以て季子と命じ」という文は、生殖を終わらせる強い決意を表明したかに見える。あるいは、この子で終りであれかしと願って命名した事実に、そのとおりになったという後年の思いが畳み込められて、この表現になったのかもしれない。ともあれ、それに続く2回の流産との関連で理解すべき事柄であろう。
  - (4) 養母戸田玉井までは京都高田房の戸田家墓所に埋葬されたが、美知枝は明治35年11月麻布善福寺での本葬が終わるのを待って、青山墓地なる尾崎家墓所の近くに新たに造営された戸田家墓所に葬られ、彼女の法名を刻んだ墓碑が建てられた。戸籍上の取り扱いにそのまま対応する墓所配置であって、偏に尾崎の配慮に依ることはいうまでもない。盛貞ら美知枝の跡を嗣いだ子孫は、昭和33年に至ってこの墓域に建てられた「戸田家之墓」に合葬されることとなる。
- 尾崎は大正7（1918）年10月76歳で逝去した。父母の墓所は出身地である京都西院の浄土宗高山寺に築いたが〔尾崎1997a:132～134〕、新たに青山墓地に尾崎家の墓所を定めてだったので、1周忌に当たって「正二位歎一等男爵尾崎三良墓」と彫った彼の墓碑が建てられ、三条公爵家から贈られた石灯籠2基が参道を飾った。妻八重は88歳の長寿を保って昭和18（1943）年1月に亡くなつたが、尾崎とのペアになるべき彼女の墓碑は建てられず、「尾崎家之墓」なる総合墓の脇の

偏平な石に、物故子女の名の上段に尾崎三良君、同配八重子君と夫婦の名を並べて刻銘してあるところから、この墓に八重も合葬されていることを知りうるのみである。昭和18年といえば、尾崎の墓碑と並ぶような墓碑を建立できにくくなつた時代ではあるが、美知枝没後の扱いと比べると、八重の影の薄さがここに極まったとの感を免れない。

「尾崎之家之墓」が建てられた昭和8年頃には、美知枝所生の長男洵盛が男爵家を嗣いで妻子7人とともに赤坂区青山南町に住み、80歳に近い高齢の八重は麻布区飯倉片町に一人で別居していた〔橋本1937：190〕。本邸のほかに別邸がある階層での親子別居は普通のことであり、また三良在世時代からの居住形態を維持していたのにすぎないのであろうが、なお八重の疎外された立場を映し出しているように思われるのである。

#### 文 献 （著者・編者名のABC順）

- 福島正夫編、1962『「家」制度の研究』資料篇II、東京大学出版会。
- 橋本 悟偏、1937『華族家庭録』華族会館。
- 堀内 節編、1973『明治前期身分法大全』第1巻（婚姻法I）、中央大学出版部。
- 霞会館華族家系大成編輯委員会編、1996『平成新修旧華族家系大成』上巻、吉川弘文館。
- 黒岩涙香、1992『弊風一斑 蕎妾の実例』社会思想社（現代教養文庫）。
- モール,O.v.（金森誠也訳）、1988『ドイツ貴族の明治宫廷記』新人物往来社。
- 森岡清美、1996「昭和戦前期華族の世帯構成と家族構成」『淑徳大学研究紀要』30 II, 197～228。
- 森岡清美、1997a「華族の家憲と家の継承」『淑徳大学社会学部研究紀要』31, (1)～(28)。
- 森岡清美、1997b「華族制度の展開と政治的機能」『淑徳大学大学院研究紀要』4, 19～49。
- 尾崎三良、1976『尾崎三良自叙略伝』上巻、中央公論社。
- 尾崎三良、1977a『尾崎三良自叙略伝』中巻、中央公論社。
- 尾崎三良、1977b『尾崎三良自叙略伝』下巻、中央公論社。
- 尾崎三良、1991a『尾崎三良日記』上巻、中央公論社。
- 尾崎三良、1991b『尾崎三良日記』中巻、中央公論社。
- 尾崎三良、1992『尾崎三良日記』下巻、中央公論社。
- 佐伯彰一、1990『近代日本の自伝』中央公論社（中公文庫）。

#### 〈付記〉

本稿は、森岡『明治期の華族社会における妻と妾』(EAP Working Paper Series No.5, 1997)の第IV章(16～36)に補正を加えたものである。

## Wife and Concubines Among the Modern Japanese Nobility of Merit: The case of Baron Saburo Ozaki

Kiyomi MORIOKA

Some of conspicuous features of the domestic life among the modern Japanese peerage are a widespread existence of concubines and a notable role that their children played for maintaining the social status of the family as member of the nobility class. As a family sociologist, I would like to ask the issues of division of labor and power allocation among wife and concubines, and affectional relationship between master and concubine vis-à-vis that between husband and wife.

Materials relevant to my study are scarce, because the domestic life of peerage was hidden from the eyes of ordinary people, and rarely told in biographies of titled persons. Above all, their concubines were almost totally kept secret.

Fortunately, I encountered an exceptional case where the master described his family life including the relationships with wife and concubine in his diary and autobiography covering nearly 30 years. He is Baron Saburo Ozaki (1842~1918), a noble person of merit.

Because Ozaki's case is unique and exceptional rather than typical, I have to countervail the readers' biased impression by presenting other contrasting instances of the same cohort, including those of noble persons of descent who have left any fragmental data pertaining to my interest. Yet, Ozaki's case is instructive in suggesting to us that the roles of wife and concubines would have been integrated in the role played by a contemporary house wife, and that she would be the successor not so much of wife as of concubines in terms of love match which is the dominant pattern of mate selection in the present-day Japan.